

市第126号議案 横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正

1 趣旨

高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められていることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（以下、「政令」という。）が改正され、バリアフリー基準の一部が強化及び新設されました。

今回の政令改正を受けて、横浜市福祉のまちづくり条例（以下、「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正概要

改正の概要は以下の二点です。

(1) 増築等に関する適用範囲の見直し

政令の改正により、便所、駐車場、劇場等の客席の基準が見直されました。

このうち、劇場等の客席エリアにおいて、出入口から車椅子使用者が使用する部分にいたる経路の基準は新設されたものであり、増築等の場合、条例にこれを受ける規定がないため、基準の適用範囲に、「劇場等の客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路」を付加します。

(2) 所要の改正

政令に合わせた用語表記の改正を行います。

なお、整備に関する基準は条例の施行規則で定めており、今回の改正にあわせて見直しを行います。

3 施行予定日

- (1) 令和7年6月1日（改正政令と同日）
- (2) 公布の日から